

法律科目試験問題（行政法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

Y県知事は、貸金業法（以下「法」という。）24条の6の4第1項に基づく監督上の処分について、「Y県貸金業行政処分基準」（以下「本件基準」という。）を定め、これを公にしていた。本件基準第4（15）には、「法第13条第1項の規定に違反した場合の業務停止の期間は90日とする。」という定めがあった。また、本件基準第6には、「過去3年間に業務停止処分を受けた貸金業者に対し、業務停止処分を行うときの量定は、第4により定める量定区分の期間を2倍にした期間とする。」という規定が置かれていた。

Y県内で貸金業を営むXは、Aと金銭の貸付契約を締結するに当たり、法13条1項に反して、Aの返済能力の調査を行わなかった。そのため、Y県知事は、Xに対して法24条の6の4第1項に基づき業務停止命令を行うことにし、行政手続法による弁明の機会の付与手続を開始した。行政手続法30条による通知を受けたXは、Y県知事に弁明書を提出し、その中で、今回の法令違反行為は偶発的なものであること、法令違反行為について真摯に反省しており、適切な再発防止策も自主的に行っていることを指摘した。

しかし、Y県知事は本件基準に従い、2017年9月13日、Xに同年9月20日から90日間の業務停止命令（以下「本件命令」という。）を下した。それに対して、Xは同年11月1日、本件命令の取消訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

【設問1】

本件訴訟が提起された後、2018年1月15日の時点で、被告であるY県は、本件命令による業務停止の期間は経過しており、Xにもはや訴えの利益はなく本件訴訟は不適法であると主張した。Y県の主張に対して、訴えの利益を根拠づけるために、Xはどのような反論をするべきかについて論じなさい。

【設問2】

本件訴訟が適法とされた場合において、本件命令が違法であると認められるために、Xはどのような主張をするべきかについて論じなさい。ただし、本件命令に手続の瑕疵はないものとする。

なお、法および本件基準の抜粋を【参照条文】として次頁に掲げるので、適宜参照しなさい。

【参照条文】

貸金業法（抜粋）

（返済能力の調査）

第 13 条 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。

2～5（略）

（監督上の処分）

第 24 条の 6 の 4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該貸金業者に対し登録を取り消し、又は 1 年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一（略）

二 貸金業の業務に関し法令（……）又は法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したとき。

三～十二（略）

2・3（略）

Y 県貸金業行政処分基準（抜粋）

第 4 法〔貸金業法〕24 条の 6 の 4 第 1 項に基づく業務の停止の期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) ～ (14)（略）

(15) 法第 13 条第 1 項の規定に違反した場合の業務停止の期間は 90 日とする。

（以下略）

第 6 過去 3 年間に業務停止処分を受けた貸金業者に対し、業務停止処分を行うときの量定は、第 4 により定める量定区分の期間を 2 倍にした期間とする。